

議会運営委員会県外視察報告書

日 時	平成24年11月7日（水）午前10時00分から正午
視 察 先	滋賀県大津市
視 察 項 目	(1) 議会活性化に向けた取り組みについて (2) その他議会運営について
視 察 者	副委員長 富田一太郎 委 員 青木志浩、江端菊和、中村千恵子、荻田信孝、夏目 豊、黒川親治 副 議 長 勝崎泰生
視 察 内 容	<p>(1) 議会活性化に向けた取り組みについて</p> <p>大津市議会では、議員提案による「大津市防災対策推進条例」の制定をはじめ、政策立案に積極的に取り組んできた。また、市民に信頼される議会運営と議会の活性化を図るため、「議会活性化検討委員会」を設置していた。この議会活性化検討委員会では、議会の政策・立案機能の強化、議会審議の活性化、議会活動の透明性向上の方策などを調査・検討しており、議員からの課題提案に基いた協議を進めながら様々な取り組みを行っていた。そのほかにも政策検討会議、政策アドバイザー制度、議会懇談会制度等の新たな手法が導入されていた。</p> <p>また、大津市では議案一体の原則に係る分割付託に対する違法性の議論から、予算決算常任委員会が設置されており、分科会を設け、予算、決算に係る各議案を休会中に審査しているとのことであった。</p> <p>(2) その他議会運営について</p> <p>一般質問については、本市が採用している一括方式（本市では、総括方式）、一問一答方式のほかに、分割方式を採用していた。さらには、広く市民に対し議会活動を広報するため、議会広報の一環として、「はやうち」という愛称で、議会の審議内容・一般質問の内容を要約し、速報版としてメール配信する事業も登録制により、展開していた。</p>
所 感	<p>大津市では政策立案強化に向けて政策検討会議が設置され、22年度から毎年議員提案により条例が制定されている。本年度は、「(仮称)大津市いじめ防止条例」の制定に向け、検討が行われていた。本市議会として、また、議員個人として、立法府としての役割を今後どのように果たすべきかを考える中、大津市の手法は大変参考となった。また、大津市では、予算決算常任委員会が設置されており、分科会を設け、予算、決算に係る各議案を休会中に審査しているとのことであったが、本市でも一考の余地はあるものの、組織をより複雑化していると感じられた。</p> <p>一般質問について、一括方式、一問一答方式のほか、分割方式を採用したことにより、大津市では一般質問をする議員数が多く、また、傍聴者にもわかりやすい手法であると感じられた。</p> <p>また、議会広報の一環としての議会の審議内容・一般質問の内容を要約し、速報版として登録制でメール配信する事業については、これに係る業務量と実際の登録者数（約200名）を考えると、費用対効果の面から一考の余地があると感じた。本市においては、既の実施している録画映像配信の利便性の向上を図るほうが、より効果的であると考え。以上が大津市における視察の感想であるが、各事例において参考となる点や考えさせられる点が多く、大変有意義な視察となった。これらの事例を参考とし、今後の議会運営に活かしていきたい。</p>

日 時	平成24年11月8日(木) 午前10時00分から正午
視 察 先	広島県東広島市
視 察 項 目	議会運営について
視 察 者	副委員長 富田一太郎 委 員 青木志浩、江端菊和、中村千恵子、荻田信孝、夏目 豊、黒川親治 副 議 長 勝崎泰生
視 察 内 容	<p>議会運営について</p> <p>東広島市議会は、一般・代表質問において、一括・一問一答方式の選択制を導入している点は本市と同じであるが、「発言回数を1人につき年3回とすること」、「第1回定例会は、原則、代表質問のみとする、ただし、1人会派については、発言を許すがこの回を1カウントとし、残り3回の定例会のうち2回しか質問機会が与えられないこと」、「1定例会における質問者数は原則24人を限度とすること」など、各種の制限がなされていた。</p> <p>一方、代表質問時には、「同一会派の質問に限り会派所属議員による関連質問を2回(1回につき10分以内)まで認めていること」、「一般質問における質問時間について、答弁を含まない議員の発言時間を35分とするが、時間内であれば質問回数数の制限をしないこと」、「議案に対する質疑は通告制をとらずに行っていること」など、独自の手法を導入していた。</p> <p>また、一般質問をする際の資料については、パネル、書籍、チラシ、質問に関連する物など、議長の許可があれば何でも持ち込みができるとのことであった。</p> <p>次に、東広島市では大津市と同様に予算特別委員会を設置し、議長を除く31名の全議員で、分科会方式による審査に当たっており、その審査日数も9日間と本市に比べて長い設定となっていた。</p> <p>また、一般会計の補正予算は総務委員会に付託し、所管関係分を他の委員会に委託、審議結果は総務委員長が一括して報告を行うなど、特徴ある議会運営がなされていた。</p>
所 感	<p>東広島市議会では、一般・代表質問において、発言回数や、質問者数に制限を設けるなど、様々な制限が設けられていた。一方、代表質問時には、「同一会派の質問に限り会派所属議員による関連質問を2回(1回につき10分以内)まで認めていること」、「一般質問における質問時間について、答弁を含まない議員の発言時間を35分とするが、時間内であれば質問回数数の制限をしないこと」、「議案に対する質疑は通告制をとらずに行っていること」など、それぞれの実施方法については一長一短があるが、本市においても検討に値する手法もあるのではないかと感じた。また、大津市と同様に予算特別委員会を設置し、分科会方式による審査を行っていたが、その審査日数も9日間と本市に比べて長いこと、さらに、一般会計の補正予算は総務委員会に付託し、所管関係分を他の委員会に委託、審議結果は総務委員長が一括して報告を行っていることなど、特徴ある議会運営がなされており、予算の審議日程に余裕があるなどの利点もあるのではないかと感じたが、やや複雑な機構になっている感も否めない。</p> <p>本市においては、決算については特別委員会を設置し審査を行っているが、予算審査についてもその実施に係る手法も含め、検討する時期ではないかと感じられた。全体として、様々な観点から参考となる事例の多い視察であった。</p>